

中期財政フレーム及び 日本再生重点化措置等の取組 について

平成24年7月4日

内閣官房

①中期財政フレームについて

財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

財政健全化目標

収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
<p>① <u>国・地方の基礎的財政収支</u>（プライマリー・バランス）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 遅くとも<u>2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減</u>・ 遅くとも<u>2020年度までに黒字化</u> <p>② <u>国の基礎的財政収支</u>：上記と同様の目標</p> <p>③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続</p>	<p><u>2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる</u></p>

※内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

財政運営の基本ルール

(1) 財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）

歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。

(2) 財政赤字縮減ルール

収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。

(3) 構造的な財政支出に対する財源確保

年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。

(4) 歳出見直しの基本原則

特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。

(5) 地方財政の安定的な運営

財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

中期財政フレーム

①国債発行額の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度の新規国債発行額について、平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。 ・それ以降の新規国債発行額についても、着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげる。
②歳入面での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。
③歳出面での取組 (平成23～25年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち国債費等を除いたもの)について、少なくとも前年度当初予算の同経費の規模(歳出の大枠)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。 ・地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に22年度と同水準を確保する。 ・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

- 中期財政フレームに基づく各年度の予算編成:各閣僚別の概算要求枠を設定し、その範囲内で優先順位をつけて要求する
- 中期財政フレームの改訂:毎年半ば頃、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める

平成23～25年度における「基礎的財政収支対象経費」

(単位:兆円)

	歳出の大枠		
	23年度	24年度	25年度
基礎的財政収支対象経費 【22年度 70.9】	71	71	71
うち 経済危機対応・地域活性化予備費等 【22年度 1.0】	1.0	1.0	1.0

(注) 平成23年度以降の経済危機対応・地域活性化予備費の取扱いについては、予算編成過程で検討。

中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)の概要 (平成23年8月12日 閣議決定)

考 え 方	<p>○東日本大震災の復旧・復興対策は最優先の課題であり、中期財政フレームにおいて別途管理での対応を可能とする。</p> <p>○他方で、我が国は、震災前から巨額の財政赤字を計上し、財政面においても「有事」に直面。財政健全化目標の達成に向けた取組の着実な進展は、国債市場の信認の維持、震災復興、日本全体の再生に不可欠。</p>	
改 訂 の 具 体 的 内 容	①国債発行額	・平成24年度の新規国債発行額(復興債を除く)について、平成23年度当初予算の水準(44兆円)を上回らないものとするよう全力をあげる。
	②歳入面での取組	・税制の抜本的な改革については、平成22・23年度税制改正大綱や「社会保障・税一体改革成案」等を踏まえて更に検討を進め、平成21年度税制改正法附則第104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。
	③歳出面での取組 (平成24～26年度)	<p>・「基礎的財政収支対象経費」について、前年度当初予算の規模(「歳出の大枠」)を実質的に上回らないこととする。</p> <p>・ただし、東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減により賄われる額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保された金額については、<u>財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。</u></p> <p>・また、B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、時限的な税制措置等により確保された金額については、<u>財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。</u></p> <p>(注)以下については、改訂後も引き続き適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に23年度地方財政計画と同水準を確保する。 ・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

平成24年～26年度における「基礎的財政収支対象経費」

	歳出の大枠		
	24年度	25年度	26年度
基礎的財政収支対象経費	71 (注)	71 (注)	71 (注)
(年金差額分以外の金額)	68.4	68.4	68.4
うち経済危機対応・地域活性化予備費 (23年度 0.8)	1	1	1
東日本大震災復旧・復興対策に係る加算分	+ α	+ α	+ α
B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る加算分	+ β	+ β	+ β
計	71 + α + β	71 + α + β	71 + α + β

(注) 平成24年度以降の「歳出の大枠」は、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れる年金差額分(基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額)を含む。

中期財政フレーム及び財政健全化目標の達成状況について

「平成23年度における財政運営戦略の進捗状況の検証」(平成23年1月21日内閣官房国家戦略室)「平成24年度における財政運営戦略の進捗状況の検証」(平成24年1月24日内閣官房国家戦略室)より

1. 中期財政フレームの達成状況

(1) 平成23年度予算

	中期財政フレーム (平成22年6月22日閣議決定)	平成23年度予算	(参考) 平成22年度予算
国債発行額の抑制	平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる	44兆2980億円	44兆3030億円
基礎的財政収支対象経費の大枠	約71兆円	70兆8625億円	70兆9319億円

(2) 平成24年度予算

	中期財政フレーム (平成23年8月12日閣議決定)	平成24年度予算
国債発行額の抑制	平成23年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる	44兆2440億円
基礎的財政収支対象経費の大枠	約71兆円 (年金差額分以外の金額は68.4兆円)	68兆3897億円

(注)上記約71兆円には、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れる年金差額分が含まれている。

中期財政フレーム及び財政健全化目標の達成状況について

「平成23年度における財政運営戦略の進捗状況の検証」(平成23年1月21日内閣官房国家戦略室)「平成24年度における財政運営戦略の進捗状況の検証」(平成24年1月24日内閣官房国家戦略室)より

2. 財政健全化目標

① 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)

- ・ 遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減
- ・ 遅くとも2020年度までに黒字化

② 国の基礎的財政収支:上記と同様の目標

③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続

④ 2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる

3. 財政健全化目標の進捗状況

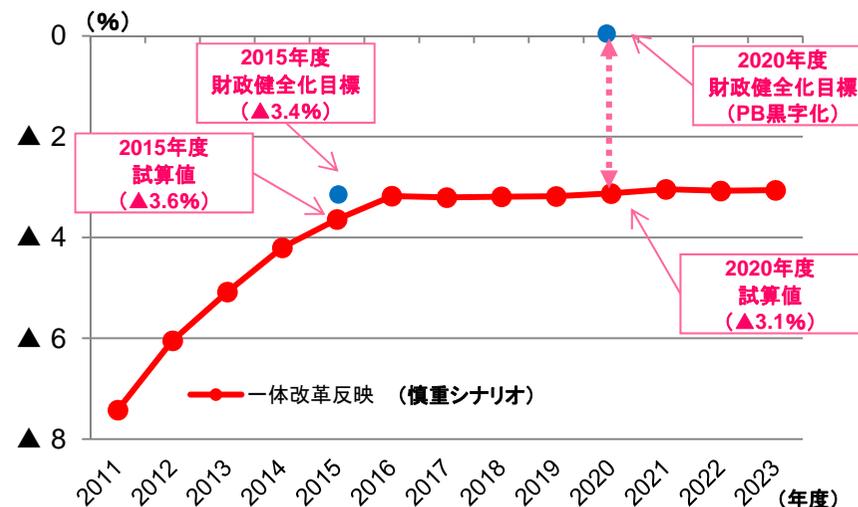
○ 基礎的財政収支については、国・地方及び国単独ともに、

- ・ 2015年度中に財政構造としては対GDP比の半減目標の水準が達成される姿と見込まれるが、2015年度の財政健全化目標の達成に向けて、成長力の強化をはじめあらゆる政策努力に全力を挙げることが必要。
- ・ 2020年度の財政健全化目標達成に向けては、相当程度の追加的な財政収支改善を行う必要。

○ また、公債等残高対GDP比については、安定的に低下させるためには更なる努力が必要。

(出典)「平成24年度における財政運営戦略の進捗状況の検証」(平成24年1月24日内閣官房国家戦略室)

<国単独の基礎的財政収支(対GDP比)>



(注1)「社会保障・税一体改革素案」等を踏まえ、消費税率(国・地方)が2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引き上げられること、及び社会保障制度改革の実施などにより一定の歳出増が生じることを想定。

(注2)上記の数値は、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース

(出典)「経済財政の中長期試算」(平成24年1月24日内閣府)

②日本再生重点化措置等の取組 について

平成24年度予算における「日本再生重点化措置」

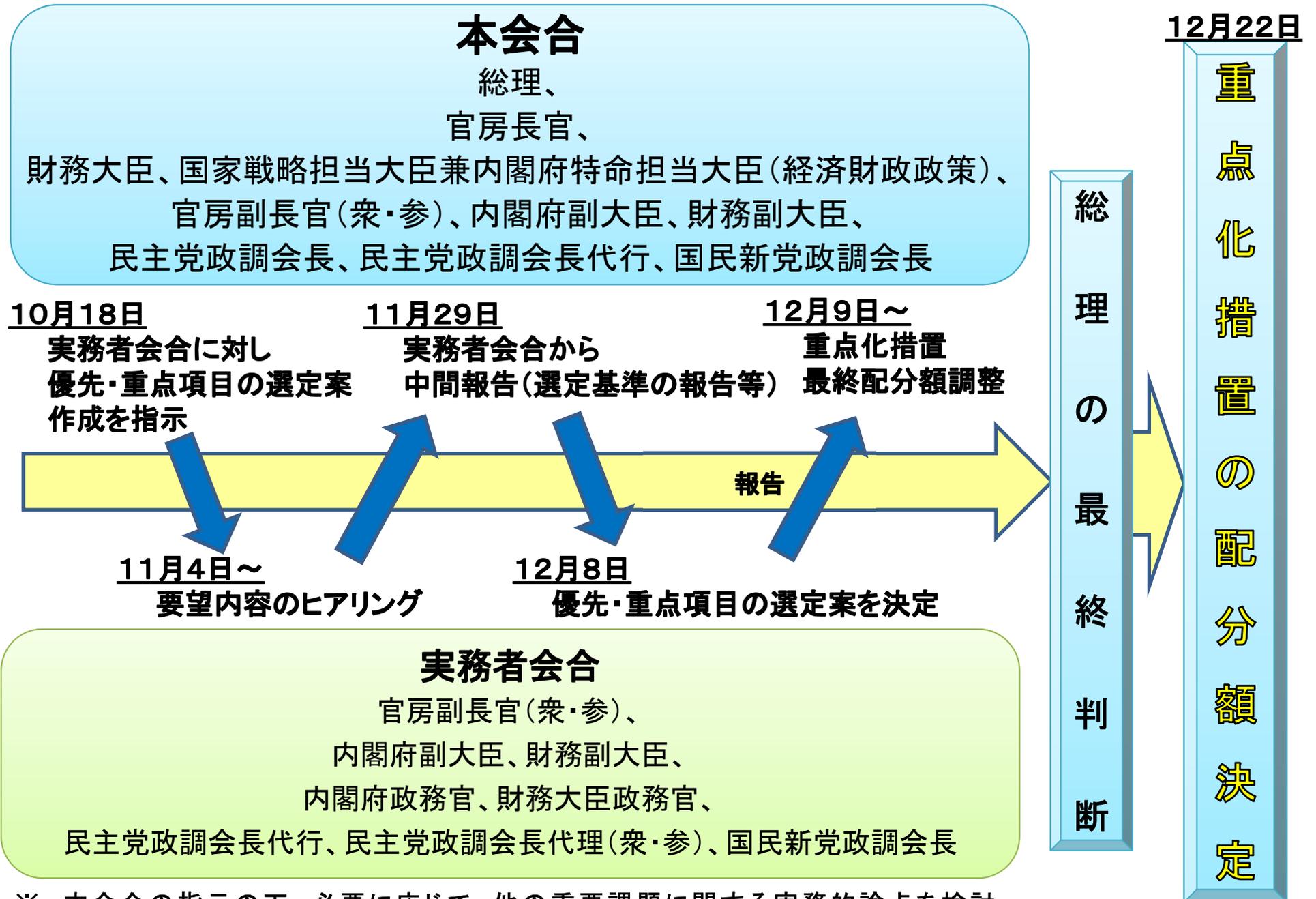
- 平成24年度予算編成においては、我が国経済社会の再生に向けた取組として、歳出改革により捻出された財源を用いて、再生に向けてより効果の高い施策に予算を重点配分する取組（「日本再生重点化措置」）を実施。

※日本再生重点化措置の規模については、概算要求組替え基準段階の7000億円規模から、予算編成過程における更なる歳出削減を活用し、1兆円規模に拡大。

「日本再生重点化措置」の対象分野

- i) 新たなフロンティア及び新成長戦略（科学技術・エネルギー・海洋・宇宙等、インフラ整備を含めた成長基盤の強化）
 - ii) 教育（スポーツを含む）・雇用などの人材育成
 - iii) 地域活性化（新たな沖縄振興政策を含む）
 - iv) 安心・安全社会の実現
- 「日本再生重点化措置」による予算配分の重点化等の検討のため、予算編成に関する政府・与党会議を設置。「日本再生重点化措置」による予算の配分については、同会議の議論を受けて、最終的には総理が決定。

日本再生重点化措置に係る政府・与党会議運営の流れ(実績)



実務者会合
官房副長官(衆・参)、
内閣府副大臣、財務副大臣、
内閣府政務官、財務大臣政務官、
民主党政調会長代行、民主党政調会長代理(衆・参)、国民新党政調会長

※ 本会合の指示の下、必要に応じて、他の重要課題に関する実務的論点を検討。

○ 実務者会合ヒアリング 実績

	日 時	対象府省
第1回	11月 4日(金) 13:00~15:40	内閣官房、内閣府、文部科学省
第2回	11月 7日(月) 16:00~20:00	文部科学省、厚生労働省
第3回	11月 8日(火) 13:00~15:10	農林水産省
第4回	11月 9日(水) 9:50~12:00	経済産業省
第5回	11月10日(木) 14:00~18:00	防衛省、消費者庁、内閣府、金融庁
第6回	11月11日(金) 13:00~16:00	国土交通省、経済産業省
第7回	11月14日(月) 17:00~20:00	警察庁、国土交通省
第8回	11月15日(火) 13:00~18:00	総務省、法務省、外務省、財務省、環境省

○ 政府・与党会議 公開ヒアリング 実績

日 時	対象府省
11月16日(水) 13:30~18:00	内閣本府等、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、防衛省

「日本再生重点化措置」に係る優先・重点事業選定の基本方針

平成 23 年 11 月 28 日
予算編成に関する政府・与党会議
実務者会合決定

「日本再生重点化措置」は、我が国経済社会の再生に向けてより効果の高い施策に予算を重点配分する一方、それ以外の施策への予算配分は厳しく抑制することで、大胆な予算の組換えを行い、野田政権らしい平成 24 年度予算を実現するために設けられたものである。

予算編成に関する政府・与党会議の下に設置された実務者会合は、こうした「日本再生重点化措置」の目的・趣旨を踏まえ、各府省庁から提出された要望事業から、優先・重点事業の選定案を作成する。

優先・重点事業の選定案作成に当たっては、「明日へ希望をつなぐ、活きた予算」にするため、以下に掲げる 4 つの視点から要望事業を精査した上で総合的に判断する。

視点Ⅰ：政策のねらい・目的

- 現状の問題点に的確に対応した政策といえるか（政策の全体像が描け、その中で適切に位置づけられているか）
- 目的が明確かつ絞り込まれたものとなっているか
- 必要性・緊急性はあるか（来年度予算が真に不可欠か）

視点Ⅱ：「日本再生」へ向けての効果

- 「日本再生の基本戦略」策定に向けた国家戦略会議の検討の方向性と整合的な事業か
- 「宇宙」「海洋」「人材」「イノベーション」などの横断的検討の中で真に優先順位が高い事業か
- 国民に広く裨益する事業か

視点Ⅲ：政策手法の選択と集中

- 国の責務として行うべきか（民間や地方に委ねるべきではないか）
- 規制改革、政策金融、税制を含めた政策手段の中で最適な手段を選択しているか（税金を直接投入する他に、より効果的な手段はないのか）

- これまでの政策効果の十分な検証が行われた上での提案となっているか
- 政策目的に照らし効果的・効率的な手段となっているか（例：支援が真に必要な者に絞り込まれているか）
- 他の事業との重複、矛盾はないか（他方で、関連する事業の間の連携がとれているか）
- 既存予算の中での優先順位の見直しで対応できないか
- 既に地方団体で取り組みが進んでいるものの単に「国費への振替え」になっていないか
- 合理的な積算に基づいているか（例：単なる実証実験のために過剰な箇所数となっていないか）

視点Ⅳ：改革の姿勢（予算の組み替え）

- 予算組み替えにつながる新規性があるか（質的な重点化もなく削減分を機械的に 1.5 倍要望したものとなっていないか）
- 要望と要求を通じた事業全体として重点化、効率化が図られているか
- 公務員人件費改革の趣旨を踏まえたものとなっているか
- 事業仕分け等での指摘に適切に対応しているか

宇宙開発戦略本部及び総合海洋政策本部への申し送り事項

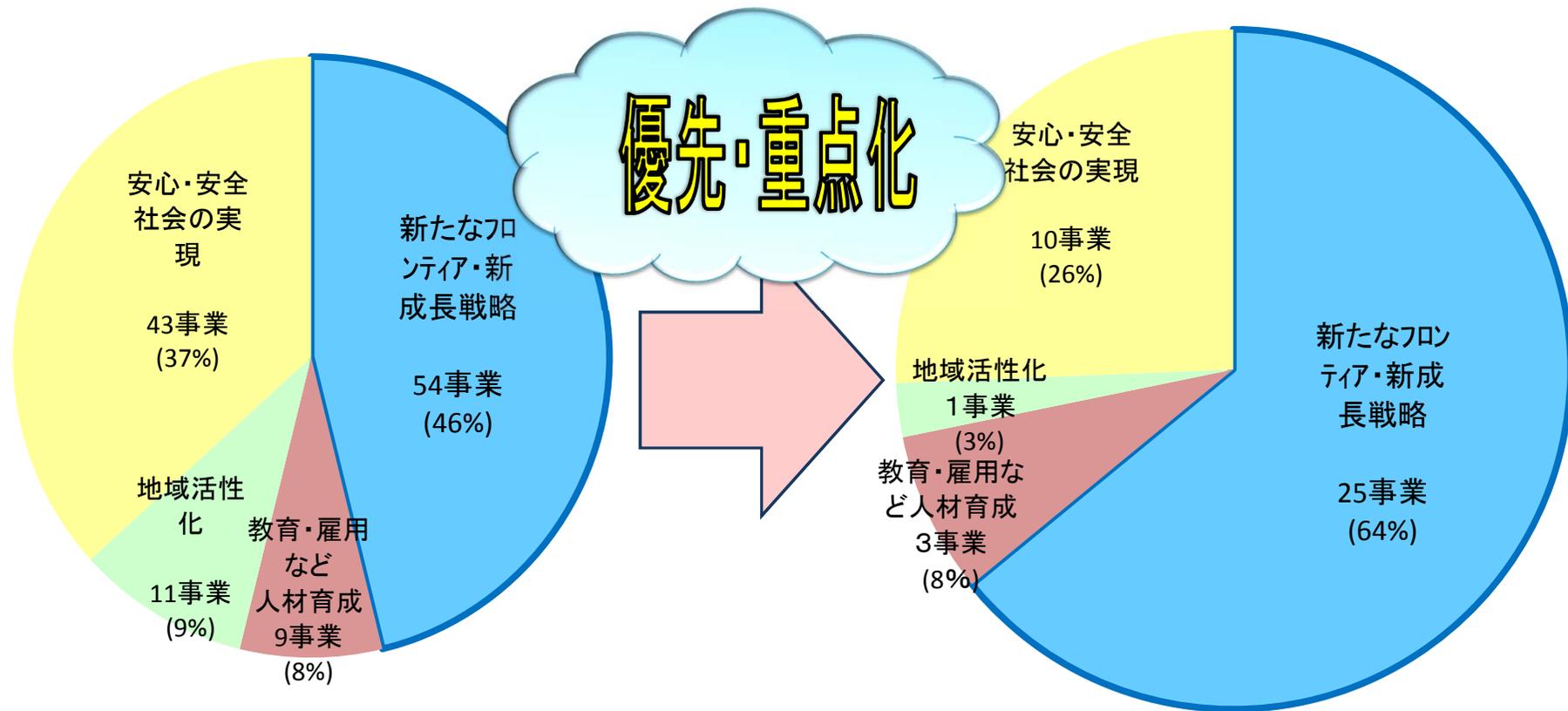
平成 23 年 12 月 6 日（火）
予算編成に関する政府・与党会議

1. 平成 25 年度予算以降の「宇宙」「海洋」分野における取組みに当たっては、同分野が今後重要となるフロンティア分野であることから、より効率的・効果的な施策に対して、限られた予算を重点配分していく必要がある。
2. そのため、概算要求以前の段階から、「宇宙開発戦略本部」及び「総合海洋政策本部」において各府省の「宇宙」「海洋」分野の政策をよくレビューする必要がある。
3. 具体的には、平成 25 年度予算以降の「宇宙」「海洋」分野の概算要求に当たっては、
 - ① 各府省の政策（予算要求）に重複や無駄がないか
 - ② 各府省相互の連携が取れているか
 - ③ 限られた予算の中での優先順位付けや効率化努力がなされているかについて、両本部で十分に検討した上で、各府省から概算要求を行うべきである。

日本再生重点化措置 —4分野別の割合—

要望事業(117事業)に占める4分野の割合

優先・重点事業数(39事業)に占める4分野の割合



※沖縄振興予算は除く。

日本再生重点化措置 ～対象となる4分野～

- 歳出削減により捻出された財源を用いて、再生に向けてより効果の高い施策に予算を重点配分する取組(「日本再生重点化措置」)を実施。
- 我が国経済社会を再生し、**国民一人ひとりが希望をもって前に進める社会を実現**するため、以下の4分野において、予算を重点的に配分。
- 概算要求組替え基準段階の7000億円規模から、予算編成過程における更なる歳出削減を活用し、**1兆円規模に拡大**。

～「日本再生重点化措置」の対象となる4分野～

i) 新たなフロンティア及び新成長戦略

(科学技術・エネルギー・海洋・宇宙等、インフラ整備を含めた成長基盤の強化)

(例)準天頂衛星システムの整備・運用(内閣府)、
新たな成長への取組(パッケージ型インフラ海外展開とグリーン成長の促進)(外務省)、
資源権益の獲得(経済産業省)、中小企業の海外展開・技術力の強化(経済産業省)、
我が国の環境技術を活用したリサイクル対策等(環境省)

ii) 教育(スポーツを含む)・雇用などの人材育成

(例)新たなスポーツ文化創造プロジェクトによる日本再生(文部科学省)

iii) 地域活性化(新たな沖縄振興政策を含む)

(例)沖縄振興予算(内閣府)、鉄道による地域活性化(国土交通省)

iv) 安心・安全社会の実現

(例)治安水準の更なる向上のための総合対策の推進(警察庁)、集中豪雨等による災害防止対策(農林水産省等)、
水害・土砂災害・津波対策(国土交通省等)、災害への対処能力の向上(防衛省)

日本再生重点化措置 ～主な優先・重点事業<4分野別>(1)～

新たなフロンティア及び新成長戦略

○準天頂衛星システムの整備・運用(内閣府)	41億円
○経済成長に資する情報通信技術の研究開発・利活用促進(総務省)	89億円
○新たな成長への取組(パッケージ型インフラ海外展開とグリーン成長の促進)(外務省)	301億円
○新たな成長を牽引する大学の教育研究基盤強化事業(文部科学省)	483億円
○海洋フロンティアへの挑戦(文部科学省)	27億円
○資源権益の獲得(経済産業省)	177億円
○ヘルスケア産業の創出(経済産業省)	33億円
○中小企業の海外展開・技術力の強化(経済産業省)	30億円
○幹線道路ネットワークの整備(国土交通省等)	1,440億円 (沖縄分含む)
○首都圏空港の強化(国土交通省)	118億円
○我が国の環境技術を活用したリサイクル対策等(環境省等)	60億円 (北海道分含む)

日本再生重点化措置 ～主な優先・重点事業<4分野別>(2)～

教育(スポーツを含む)・雇用などの人材育成

○新たなスポーツ文化創造プロジェクトによる日本再生 (文部科学省)	35億円
--------------------------------------	------

地域活性化(新たな沖縄振興政策を含む)

○沖縄振興予算(内閣府)	773億円
○鉄道による地域活性化(国土交通省)	150億円

安心・安全社会の実現

○情報収集衛星の研究・開発(内閣官房)	40億円
○治安水準の更なる向上のための総合対策の推進(警察庁)	85億円
○安心・安全社会の実現のための刑事司法の基盤強化(法務省)	72億円
○在宅医療・介護の推進(厚生労働省)	18億円
○集中豪雨等による災害防止対策(農林水産省等)	200億円(北海道、沖縄分含む)
○水害・土砂災害・津波対策(国土交通省等)	645億円(沖縄分含む)
○災害への対処能力の向上(防衛省)	56億円

日本再生重点化措置 ～＜府省の枠組みを越えた横断的検討・成長基盤の重視＞～

- 新たなフロンティア分野である「宇宙」「海洋」関連事業等については、府省の枠組みを超えて、重複排除等の横断的検討を行った上で、重点的に事業を選定。
- 成長基盤の強化のため、成長インフラ、海外展開支援関連事業を重視。

宇宙

- 準天頂衛星システムの整備・運用
(内閣府) 41億円
- 情報収集衛星の研究・開発
(内閣官房) 40億円
- 我が国の強み・特色を活かした宇宙開発
(文部科学省) 141億円

成長インフラ

- 幹線道路ネットワークの整備
(国土交通省等)(沖縄分含む) 1,440億円
- 国際コンテナ戦略港湾の整備
(国土交通省) 303億円
- 首都圏空港の強化(国土交通省)
118億円

海洋

- 資源権益の獲得(経済産業省)
177億円
- 海洋フロンティアへの挑戦(文部科学省)
27億円
- 海洋権益確保を保全するための海洋調査等の推進(海洋調査能力の向上)
(国土交通省) 19億円

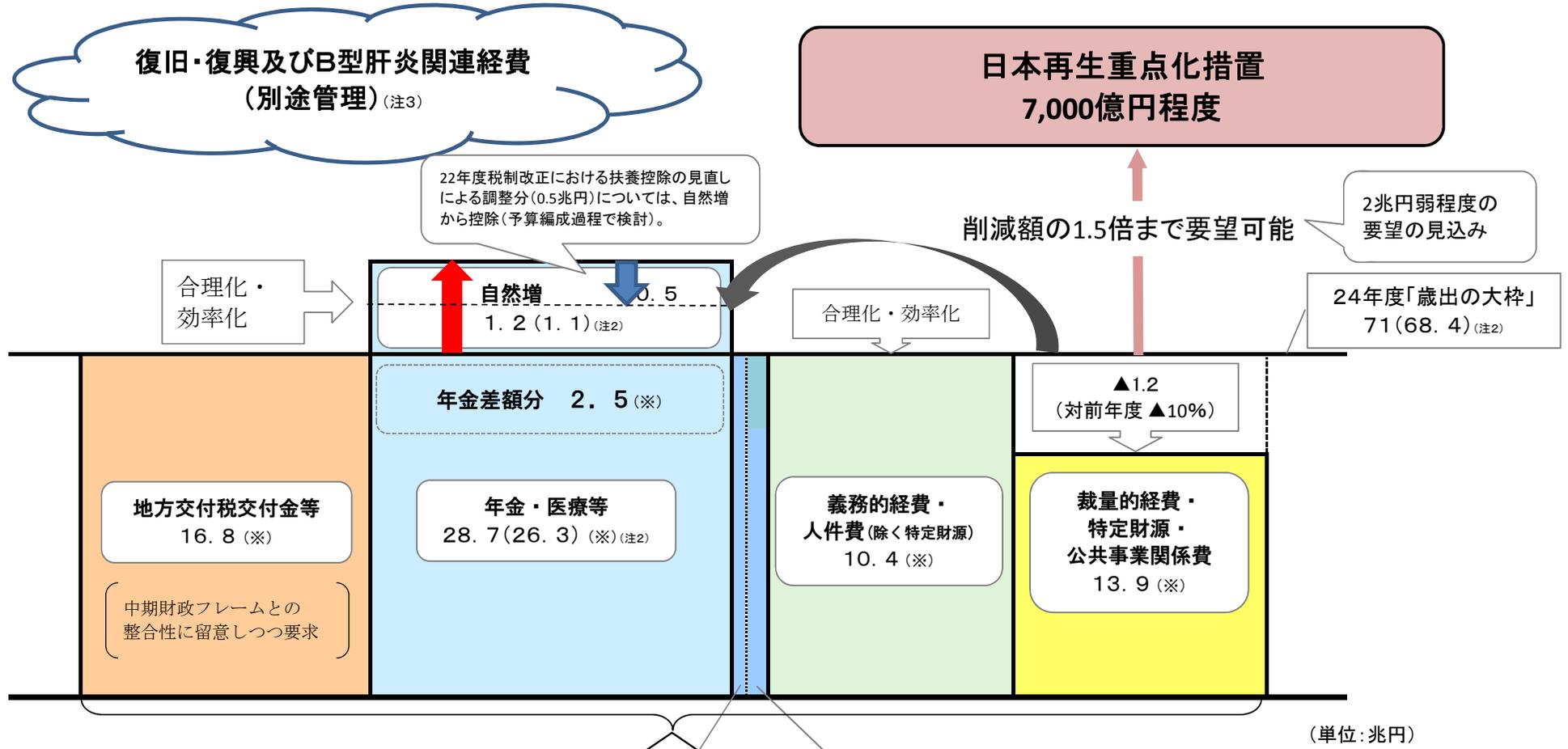
海外展開支援

- 新たな成長への取組(パッケージ型インフラ
海外展開とグリーン成長の促進)
(外務省) 301億円
- 中小企業の海外展開・技術力の強化
(経済産業省) 30億円
- 我が国の環境技術を利用したリサイクル
対策等(環境省等) 60億円
(北海道分含む)

【参考】

【参考】

平成24年度予算の概算要求組替え基準



行政刷新会議による事業仕分けを通じた歳出全般の見直し

予備費 0.35(※)

経済危機対応・地域活性化予備費 0.81(※)
(24年度は、9,600億円を要求する)

(注1) 各経費の計数(※)は、23年度当初予算額。

(注2) 「年金・医療等」の()書は、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れることとされている基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%との差額分を含まない額。

(注3) 復旧・復興及びB型肝炎関連経費は所要の金額を要求(財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算)。

(注4) 高速道路の無料化は要求しない。高校の実質無償化及び農業の戸別所得補償は所要の金額を要求する。子ども手当は平成23年8月4日の3党合意に沿って要求する。